

重症難病患者入院施設確保事業の概要

1. 事業の目的

病状の悪化等の理由により、居宅での療養が極めて困難な状況となり、入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図ることを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 実施主体

都道府県

(2) 対象患者

難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患患者

(3) 実施方法

都道府県は難病医療連絡協議会（連絡協議会）を設置するとともに、概ね二次医療圏ごとに1か所ずつの難病医療協力病院（協力病院）を指定し、そのうち原則として1か所を難病医療拠点病院（拠点病院）に指定して、重症難病患者のための入院施設の確保を行う。

ア. 難病医療連絡協議会

- ・ 拠点病院、協力病院、保健所、関係市町村等関係者で構成
- ・ 難病医療専門員（保健師等）を原則1名配置
- ・ 拠点病院、協力病院への入院患者の紹介、患者等からの各種相談に対応

イ. 難病医療拠点病院

- ・ 難病医療相談窓口の設置（必要に応じて相談連絡員1名を配置）
- ・ 協力病院からの要請に応じ、高度の医療を要する患者の受け入れ
- ・ 医療従事者向け難病研究会の開催
- ・ 関係機関・施設への医学的な指導・助言

ウ. 難病医療協力病院

- ・ 拠点病院からの要請に応じて患者の受け入れ
- ・ 地域施設等への医学的な指導・助言

エ. 在宅療養中の重症難病患者であって、介護者の事情により在宅で介護等を受けることが困難になった場合に一時的に入院することが可能な病床を、各都道府県の拠点病院等に確保する。

重症難病患者入院施設確保事業の実施状況

平成22年3月31日現在

		難病医療連絡協議会 設置状況	難病医療拠点病院設置状況		難病医療協力病院設置状況	
				設置数		設置数
1	北海道	○	○	1	○	28
2	青森県	×	○	1	○	7
3	岩手県	○	○	1	○	10
4	宮城県	○	○	4	○	18
5	秋田県	○	○	2	○	17
6	山形県	○	○	1	○	27
7	福島県	○	○	1	○	29
8	茨城県	○	○	1	○	13
9	栃木県	○	○	3	○	60
10	群馬県	○	○	1	○	52
11	埼玉県	○	○	1	○	12
12	千葉県	○	○	1	○	9
13	東京都	○	○	30	○	60
14	神奈川県	○	○	4	○	11
15	新潟県	○	○	1	○	515
16	富山県	○	×	0	×	0
17	石川県	○	○	3	○	161
18	福井県	○	○	1	○	24
19	山梨県	○	○	2	○	12
20	長野県	○	○	1	○	24
21	岐阜県	○	○	1	○	34
22	静岡県	○	○	1	○	38
23	愛知県	○	○	1	○	13
24	三重県	○	○	2	○	18
25	滋賀県	○	○	10	○	24
26	京都府	○	○	1	○	13
27	大阪府	○	○	1	○	37
28	兵庫県	○	○	3	○	13
29	奈良県	×	×	0	○	19
30	和歌山県	○	○	2	○	41
31	鳥取県	○	○	1	○	8
32	島根県	○	○	3	○	15
33	岡山県	○	○	1	○	11
34	広島県	○	○	3	○	19
35	山口県	○	○	1	○	8
36	徳島県	○	○	1	○	12
37	香川県	○	○	1	○	33
38	愛媛県	○	○	1	○	53
39	高知県	○	○	2	○	50
40	福岡県	○	○	2	○	123
41	佐賀県	○	×	0	○	11
42	長崎県	○	○	2	○	131
43	熊本県	○	○	3	○	12
44	大分県	○	○	1	○	122
45	宮崎県	○	○	1	○	34
46	鹿児島県	○	○	3	○	16
47	沖縄県	×	×	0	×	0
	全 国	44	43	108	45	1,997

※「×」は未設置を意味する。